

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案(閣法第二六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、それらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限(平成十五年五月十六日まで)を五年延長し、平成二十年五月十六日までとする。

なお、近年の利用実績等を踏まえ、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合の資金の借入れに係る雇用・能力開発機構の債務保証等の援護業務は廃止する。

二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限(平成十五年六月三十日まで)を五

年延長し、平成二十年六月三十日までとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、援護業務の廃止については、平成十六年三月一日から施行する。